

2014～2015 年度
教育研究高度化促進費 研究成果報告書

「わが国の新たな情報法制の定立のための
比較法研究と理解促進の取組」

期間：2014年4月～2015年3月

研究組織

研究代表者

関西大学 社会安全学部 教授・博士（法学） 高野 一彦

研究分担者

慶應義塾大学 総合政策学部 教授・博士（法学） 新保 史生

関西大学 社会安全学部 准教授・博士（工学） 河野 和宏

目次

1. 研究の目的と研究成果の概要

2. 研究成果

(1) シンポジウム

2014年10月20日、関西大学社会安全学部・大学院社会安全研究科主催、第5回東京シンポジウム「ビックデータ時代の個人情報—企業価値を高めるデータの利活用とコンプライアンス—」於、日経ホール（東京）

添付資料：

- ・日本経済新聞2014年11月26日朝刊、採録記事「ビックデータ時代の個人情報—企業価値を高めるデータの利活用とコンプライアンス—」
- ・シンポジウム・パンフレット

(2) 論文

- 第一論文 高野一彦「新しい法制度に対応したコンプライアンス・プログラムの定立を」衆知2017.1-2号、PHP研究所、2016年、66～69頁
- 第二論文 高野一彦「情報危機管理とビッグデータ—わが国の個人情報保護法制への提言と企業コンプライアンス—」、関西大学社会安全学部編『リスク管理のための社会安全学』ミネルヴァ書房、2015年、21～46頁。
- 第三論文 新保史生「改正個人情報保護法の論点」憲法学会、憲法研究48号、2016年、29-55頁
- 第四論文 河野和宏「大学生に対する違法動画視聴の防止対策に関する一検討—不正のトライアングル理論と状況的犯罪予防論からの検討—」電子情報通信学会技術研究報告、SSS2018-15、2018年9～12頁
- 第五論文 新井健介・河野和宏・馬場口登「推薦対象の属性から構築した階層構造を用いたTF-IDF法による匿名化处理」電子情報通信学会技術研究報告 vol. 115、no. 479、EMM2015-81、2016年、31～36頁
- 第六論文 新井健介・河野和宏・馬場口登「TF-IDF法によるユーザへの情報推薦のための匿名化处理」電子情報通信学会技術研究報告 vol. 115、no. 38、IT2015-10、EMM2015-10、2015年、51～56頁

3. 謝辞

1. 研究の目的と研究成果の概要

1. 目的

本研究の目的は、国際的な整合、及び情報通信技術の発展に伴う諸問題への対応を視野に、わが国の新たな情報法制（個人情報保護法をはじめとするデータ保護法制）の定立を本学が主導することで、この分野における本学のプレゼンスを高めることにある。

2003年5月23日に成立したわが国の個人情報保護法は、本研究の申請時点で国際的な不整合の問題を抱えていた。1998年に発効した欧州連合（European Union：EU）のデータ保護指令は、個人データの国際移転に関する制限（第25条第1項）が規定されており、「十分なレベルの保護」（adequate level of protection）を確保していない第三国への個人データの移動を原則として禁止していた。データ保護の十分性は、当事国がEUに対して申請を行った場合にその十分性が審査されるが、わが国は過去に申請を行ったことがなかった。従って、わが国はデータ保護の十分性を認められていない第三国として、原則としてEU加盟28カ国及び欧州経済領域（European Economic Area：EEA）3国のみならず、EUによりデータ保護の十分性を承認された11の国と地域から、わが国への個人データの移転が原則として禁止されており、これは実質的な経済障壁として機能していた。

わが国のデータ保護の十分性に関する公式な評価は、唯一2010年に欧州委員会（European Commission：EC）が公表した「特に技術発展に焦点を当てた新たなプライバシーの課題への異なるアプローチの比較研究」のみであった。同研究によると、「企業にとっては法律違反による罰金や訴訟よりも、評判の失墜の方が重要」と考えられていることを理由に、わが国のデータ保護法制は有効ではないと評価されていた（Greenleaf、2010）。

一方、情報通信技術の発展に伴い、現行法制度では適法・違法の判断が困難な事案が頻発していた。たとえば2013年7月、鉄道会社が運営する交通系ICカードによって取得した乗降履歴について、個人識別情報を削除し他社に販売したことが社会的非難を浴びた。どの程度の匿名化処理を行えば、本人の同意なく第三者に提供ができるのか、情報通信技術と法学の接点の問題が顕在化したのである。

2013年9月～2014年12月、わが国は高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に「パーソナルデータに関する検討会」を設置し、現行の個人情報保護法の改正を含めた個人データの利用と保護の新たなフレームワークの策定に関する議論を行った。本研究の成果として提言を行うためには、①国際的整合、②企業の情報法コンプライアンス、③情報セキュリティーの3つの視点から法改正の提言を行う必要があった。

本研究は、情報法研究者、コンプライアンス研究者、及び情報セキュリティー研究者により、わが国独自のデータ保護法制の提言を行うことを目的とした。わが国のデータ保護法制の国際化に寄与することで、関西大学のプレゼンスを高めることになると思料された。

2. 研究の概要

(1) 研究会の実施と法改正提言

本研究は、研究代表者である高野一彦（関西大学）、研究分担者である河野和宏（関西大学）、新保史生（慶應義塾大学）の3氏に加え、堀部政男情報法研究会の堀部政男（一橋大学名誉教授）、鈴木正朝（新潟大学）、石江夏生利（筑波大学）、松前環（駒澤大学）及び高木浩光（産総研）の5氏により開催される研究会を中心として、現行の個人情報保護法の改正を含めた個人データの利用と保護の新たなフレームワークの策定を目的とした研究活動を行った。研究会では、データ保護法制に関する政府の動向の報告（パーソナルデータに関する検討会での立法議論）、EU・OECD・アメリカ・カナダ等の諸外国の動向に関する研究報告がなされ、また匿名化技術、及びソーシャルメディアの違法性などに関する研究報告がなされ、法学・情報通信技術の双方向からの研究を行った。

2003年に成立した個人情報保護法の改正における主要な論点は、欧米諸国との比較法的アプローチからの「保護の十分性」要件の充足、国内におけるデータ利用に関する基準の確立、企業における情報利用のための技術的安全性の確保、及び行政手続番号法（マイナンバー法）に基づいて新設された特定個人情報保護委員会の改組などである。

(2) 研究成果の公表

本研究における研究成果は、公開シンポジウムを開催して公表するとともに、研究代表者及び分担者がそれぞれ、日本経営倫理学会、経営倫理実践研究センター、情報ネットワーク法学会、憲法学会、電子情報通信学会などで研究報告を行い、また学会誌や専門学術雑誌への論文の寄稿により公表を行った。以下は、本研究の成果として特筆すべき実績である。

① 公開シンポジウム

2014年10月20日、日経ホール（東京）において、関西大学社会安全学部・大学院社会安全研究科主催、第5回東京シンポジウム「ビックデータ時代の個人情報—企業価値を高めるデータの利活用とコンプライアンス—」を開催した。本公開シンポジウムは、国内外の研究者、立法担当者及び企業の実務家など約400人が参加者し、研究代表者である高野一彦、研究分担者である河野和宏、及び研究協力者である堀部政男の3氏により、法学研究者・情報セキュリティ研究者・行政責任者のそれぞれの立場から、データ保護法制への提言を行った。

本公開シンポジウムの採録記事は、2014年11月26日付、日本経済新聞朝刊に採録記事「ビックデータ時代の個人情報—企業価値を高めるデータの利活用とコンプライアンス—」として掲載された。

② 論文

本研究の研究代表者、分担者の論文は、企業関係法、情報法、情報セキュリティー論の各専門分野から、わが国の個人情報保護法と情報管理に関する論文を公表した。

第一論文、「新しい法制度に対応したコンプライアンス・プログラムの定立を」（高野、2016年）は、EU一般データ保護規則などの域外適用を前提とした外国法へのグローバル企業のコンプライアンス経営への提言を行っている。

第二論文、「情報危機管理とビッグデータ－わが国の個人情報保護法制への提言と企業コンプライアンス－」（高野、2015年）は、EU一般データ保護規則などの海外データ保護法制との比較研究、及び企業の情報法コンプライアンス研究から、わが国の個人情報保護法の改正提言を行った。なお本論文末尾には、教育研究高度化促進費への謝辞を記載している。

第三論文は、「改正個人情報保護法の論点」（新保、2016年）である。本研究の研究分担者であり、本論文の著者である新保史生氏（慶應義塾大学教授）は、政府のパーソナルデータに関する検討会などの機会を通じて法改正の提言を行った。本論文は改個人情報保護法の改正に係る論点について、憲法学会の学会誌「憲法研究」に寄稿したものである。

第四論文、「大学生に対する違法動画視聴の防止対策に関する一検討－不正のトライアングル理論と状況的犯罪予防論からの検討－」（河野、2018年）は、研究分担者である河野和宏氏（関西大学）が電子情報通信学会の技術研究報告に寄稿した論文である。動画視聴サイト・動画共有サイトに違法アップロードされたデータに関する抑止手段の検討に関する論文であり、情報通信技術の応用から現代的課題への提言を行った論文である。なお本論文末尾には、教育研究高度化促進費への謝辞を記載している。

第五論文、「推薦対象の属性から構築した階層構造を用いた TF-IDF 法による匿名化処理」（新井・河野・馬場、2016年）は、電子情報通信学会の技術研究報告に寄稿した論文である。本稿は、匿名化に利用される階層構造に対して、より情報推薦しやすい個人データに変換する匿名化処理を、シミュレーションにより活用可能なことを検証した論文である。

第六論文、「TF-IDF 法によるユーザへの情報推薦のための匿名化処理」（新井・河野・馬場、2015年）は、電子情報通信学会の技術研究報告に寄稿した論文である。本稿は、TF-IDF 法により情報推薦のために必要とする個人データの属性は必要以上に汎化されないよう評価することにより、推薦対象となる属性を残しつつ匿名化処理を可能とする手法を提案している。

上述の通り、情報法研究、コンプライアンス研究、及び情報セキュリティー研究の視点から提言された研究成果は、2015年成立の改正個人情報保護法の立法に一定程度の貢献を果たしたと史料する。

2. 研究成果

公開シンポジウム

2014年10月20日、関西大学社会安全学部・大学院社会安全研究科主催、第5回東京シンポジウム「ビックデータ時代の個人情報—企業価値を高めるデータの利活用とコンプライアンス—」於、日経ホール（東京）

添付資料：

- ・日本経済新聞2014年11月26日朝刊、採録記事「ビックデータ時代の個人情報—企業価値を高めるデータの利活用とコンプライアンス—」
- ・シンポジウム・パンフレット

ビックデータ時代の個人情報

—企業価値を高めるデータの利活用とコンプライアンス—

情報セキュリティの問題は社会の安全・安心に関わる重要な問題の1つである。特にビックデータと呼ばれる膨大な情報の利活用が進む今日、個人のプライバシーをどう保護していくか、企業には難しい課題が突き付けられている。社会安全問題の学際的な教育・研究を行っている

関西大学社会安全学部・大学院社会安全研究科は、このほど「ビックデータ時代の個人情報—企業価値を高めるデータの利活用とコンプライアンス—」をテーマに「第5回東京シンポジウム」を開催。個人情報保護に関する研究を進めている専門家が、様々な角度から提言を行った。

パネルディスカッション 企業価値を高める個人情報の利用と保護の枠組み

安部 ます企業人のお2人、コンプライアンスや特定個人情報保護について、どう取り組んでいるか伺いたい。

佐藤 日本では個人情報保護法が、ヒューレット・パッカーなどは、コンプライアンスと呼んでいる。その対策は個人データの適正かつ適量使用。お客様から預かっている個人情報、機密情報として指定し、アクセスを厳格に管理している。解得ないメールアドレスの送付など「お客様の嫌がることではない」というのが、私の責任である。情報の外部流出を防ぐなどのセキュリティ対策は、別の部署が担当している。吉田 当社におけるセキュリティの位置付けは、守りと攻め。ネットワークの信頼と共感を得て守りを固めると同時に、新しい発想で新たな行動に挑戦できる環境を整えるという考えだ。情報セキュリティ統括室は、個人情報保護を完全

なものである。法改正に先んじて情報取得に関する自主ルールを策定しようとしている。これに対し、情報の利活用を考える部署が別であり、この二つを統括するのがコンプライアンス・リスク統括室である。

安部 ビックデータの利活用は、リスクの低減は最も重要なことだ。当社は個人情報の範囲を個人情報保護法より広く取っており、リスク管理に当たっては、何が個人情報に当たるかよりも、どんな情報の使い方をするかに重きを置いている。吉田 情報の使い方は様々な

本人の同意なしで利用できるかということが、ビックデータの利活用に関しては議論になる。

堀部 個人情報保護法は、利活用と保護のバランスを取らなければならない。非常に使い勝手が悪いが、個人情報保護法を緩やかにしようと、個人特定性低減データという定義を、パーソナルデータに関する

本人の同意なしで利用できるかということが、ビックデータの利活用に関しては議論になる。

堀部 個人情報保護法は、利活用と保護のバランスを取らなければならない。非常に使い勝手が悪いが、個人情報保護法を緩やかにしようと、個人特定性低減データという定義を、パーソナルデータに関する

本人の同意なしで利用できるかということが、ビックデータの利活用に関しては議論になる。

堀部 個人情報保護法は、利活用と保護のバランスを取らなければならない。非常に使い勝手が悪いが、個人情報保護法を緩やかにしようと、個人特定性低減データという定義を、パーソナルデータに関する

本人の同意なしで利用できるかということが、ビックデータの利活用に関しては議論になる。

堀部 個人情報保護法は、利活用と保護のバランスを取らなければならない。非常に使い勝手が悪いが、個人情報保護法を緩やかにしようと、個人特定性低減データという定義を、パーソナルデータに関する

本人の同意なしで利用できるかということが、ビックデータの利活用に関しては議論になる。

堀部 個人情報保護法は、利活用と保護のバランスを取らなければならない。非常に使い勝手が悪いが、個人情報保護法を緩やかにしようと、個人特定性低減データという定義を、パーソナルデータに関する

本人の同意なしで利用できるかということが、ビックデータの利活用に関しては議論になる。

堀部 個人情報保護法は、利活用と保護のバランスを取らなければならない。非常に使い勝手が悪いが、個人情報保護法を緩やかにしようと、個人特定性低減データという定義を、パーソナルデータに関する

本人の同意なしで利用できるかということが、ビックデータの利活用に関しては議論になる。

堀部 個人情報保護法は、利活用と保護のバランスを取らなければならない。非常に使い勝手が悪いが、個人情報保護法を緩やかにしようと、個人特定性低減データという定義を、パーソナルデータに関する

本人の同意なしで利用できるかということが、ビックデータの利活用に関しては議論になる。

堀部 個人情報保護法は、利活用と保護のバランスを取らなければならない。非常に使い勝手が悪いが、個人情報保護法を緩やかにしようと、個人特定性低減データという定義を、パーソナルデータに関する

基調講演

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護法が全面施行されたのは2005年だが、現在は現行制度の再検討議論期にある。この大綱に対するペブリックコメントを分析した上で、来年、個人情報保護法の改正法案を提出する予定になっている。ビックデータにパーソナル情報が含まれる場合、その利活用と、個人情報プライバシーの保

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

国際的な視野で議論を

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

情報利用者のセキュリティ意識向上が重要

ビックデータ時代のパーソナルデータの利活用と保護

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

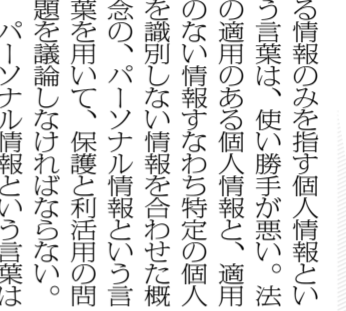
個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。

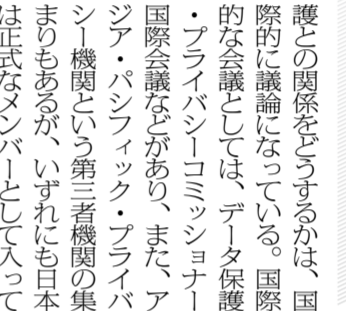
個人情報保護の議論は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「夏のおと」裁判で、プライバシーという言葉が知られるようになった。その後70年代に入ると、権利保護の法制化が検討されるようになった。プライバシーを定義するのは容易ではない。個人情報という言葉が使われ始めた。



特定個人情報保護委員会委員長 一橋大学名誉教授 堀部 政男氏



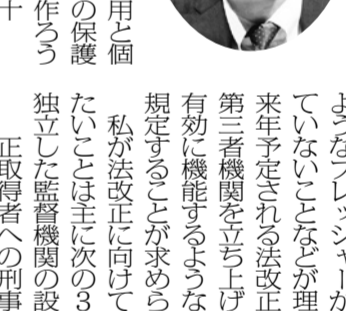
関西大学社会安全学部副学部長 高野 一彦氏



関西大学社会安全学部准教授 山崎 栄一氏



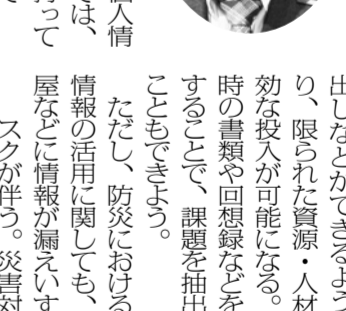
関西大学社会安全学部助教 河野 和宏氏



関西大学社会安全学部助教 河野 和宏氏



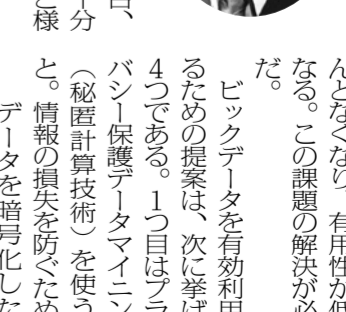
関西大学社会安全学部助教 河野 和宏氏



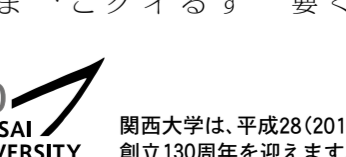
関西大学社会安全学部助教 河野 和宏氏



関西大学社会安全学部助教 河野 和宏氏



関西大学社会安全学部助教 河野 和宏氏



関西大学社会安全学部助教 河野 和宏氏

広告

企画・制作 日本経済新聞社クロスメディア営業局

関西大学 http://www.kansai-u.ac.jp/

130 KANSAI UNIVERSITY 関西大学は、平成28(2016)年11月に創立130周年を迎えます。



関西大学

関西大学 社会安全学部・大学院社会安全研究科
第5回 東京シンポジウム



関西大学は、平成28(2016)年11月に
創立130周年を迎えます。

ビックデータ時代の 個人情報

—企業価値を高めるデータの利活用と
コンプライアンス—



2014年10月20日[月] 12:30~16:45 (12:00開場)

日経ホール 〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7日経ビル3階
東京メトロ 千代田線「大手町駅」、東西線「竹橋駅」より徒歩約2分

申込方法: 関西大学社会安全学部ホームページからお申し込みください。 http://www.kansai-u.ac.jp/Fc_ss/

定員: 500名 参加費: 無料

総合司会: 秋山 まゆみ (関西大学社会安全学部助教)

12:30~12:35 開会挨拶 竹内 洋 (関西大学東京センター長)

▼基調講演及び問題提起 12:40~13:20

**個人情報の利活用と保護に関して、企業コンプライアンス、
防災、情報通信技術の各分野への問題提起**

堀部 政男 (特定個人情報保護委員会委員長・一橋大学名誉教授)

▼各分野からの提言 13:25~14:20

企業における個人情報の利用と保護

高野 一彦 (関西大学社会安全学部教授)

防災における個人情報の利用と保護

山崎 栄一 (関西大学社会安全学部准教授)

個人情報の利用における技術的課題

河野 和宏 (関西大学社会安全学部助教)

14:20~14:50 休憩

▼パネルディスカッション 14:50~16:10

企業価値を高める個人情報の利用と保護の枠組み

司会: 安部 誠治 (関西大学社会安全学部教授)

パネリスト: 堀部 政男

高野 一彦 / 山崎 栄一 / 河野 和宏

佐藤 慶浩 (日本ヒューレット・パッカート株式会社

個人情報保護対策室長 (チーフ・プライバシー・オフィサー))

吉田 浩一 (株式会社ローソン コンプライアンス・リスク統括室長 兼
情報セキュリティ統括室長)

16:10~16:15 閉会挨拶 小澤 守 (関西大学社会安全学部長、教授)

▼学生によるパネル研究発表 12:30~16:45

危機管理・防災・減災・事故防止・コンプライアンスなどを研究している社会安全学部の生による研究発表のパネル展示を行います。

ビックデータ時代の 個人情報

—企業価値を高めるデータの利活用と
コンプライアンス—

ICTの発展と普及に伴って、ビックデータ問題、インターネットでの個人情報の利活用とプライバシー保護の問題、クラウドと越境データ問題など、現行法では対応が難しい様々な課題が散見されるようになりました。EUやアメリカではこれらの課題に対応するための新たなルールが提案され、わが国でも国際的に遜色のない新たな情報法制の定立が検討されています。このような状況において、わが国の企業は個人情報の利活用とプライバシー保護の判断基準の根拠をどこに求め、どのような情報コンプライアンスの取組みを行えばよいのでしょうか。

本シンポジウムでは、このような問題意識から現在わが国で起きている「個人情報」に関する様々な問題を取り上げ、企業におけるデータの利活用とコンプライアンスに関する新たな判断基準や取組みを探究します。

講演者プロフィール

堀部 政男

Masao HORIBE



特定個人情報保護委員会委員長、一橋大学名誉教授。東京大学助手、一橋大学専任講師、助教授、教授、法学部長・法学研究科長等を経て、1997年3月一橋大学退官、1997年4月～2007年3月まで中央大学教授、プライバシー・個人情報保護関係では、①半世紀(50年)以上にわたり研究・実践、②国の個人情報保護関係法のすべてに関与、③東京都・神奈川県等の地方公共団体の個人情報保護条例制定・運用に関与、④民間部門の個人情報保護ガイドライン策定等に関与、⑤国際的に活動、『現代のプライバシー』(岩波書店、1980年)など著作多数。

安部 誠治

Seiji ABE



関西大学社会安全学部教授。1952年生まれ。大阪市立大学大学院経営学研究科後期博士課程中退。同大商学部助教授、関西大学商学部教授、関西大学副学長などを経て2010年4月から現職。専門は公益事業論、交通政策論、事故調査制度論。パロマ工業事故調査第三者委員会委員長、韓国鉄道技術研究院海外諮問委員、JR西日本安全推進有識者会議委員、運輸安全委員会不祥事問題検証チーム座長、福島原発に関する政府事故調査・検証委員会技術顧問、公益事業学会会長などを歴任。現在、運輸安全委員会業務改善有識者会議座長、消費者安全調査委員会臨時委員、事業用自動車事故調査委員会委員などを務める。

高野 一彦

Kazuhiko TAKANO



関西大学社会安全学部教授。中央大学大学院法学研究科博士課程修了、博士(法学)。日本経営倫理学会 理事、情報ネットワーク法学会 監事、SRM学会 理事、日本リスクマネジメント学会 評議員、経営倫理実践研究センター(BERC) 上席研究員、経営倫理士協会 理事、関西電力 経営監査委員会 社外委員などを兼務。主な研究領域は情報法学、企業法学、企業の社会的責任論。研究・教育の傍ら、数多くの上場企業の役員・幹部対象のコンプライアンス研修を行い、またアドバイザーを務めている。著書「情報法コンプライアンスと内部統制 第2版」など、情報法分野の著書・論文多数。

山崎 栄一

Eiichi YAMASAKI



関西大学社会安全学部准教授。1971年大阪市生まれ。専門は行政法・災害法制。神戸大学大学院法学研究科公法専攻博士後期課程を単位取得退学、西九州大学健康福祉学部、大分大学教育福祉科学部を経て現職。2011年に京都大学博士(情報学)を取得。災害における個人情報保護に関する政策法務の実践活動として、災害時要援護者の名簿作成や被災者台帳の導入をはかろうとする自治体への研修・アドバイスを行っている。被災者支援に関する委員を歴任。2014年に著書『自然災害と被災者支援』(日本評論社)にて日本公共政策学会著作賞を受賞。

河野 和宏

Kazuhiro KONO



関西大学社会安全学部助教。1981年愛媛県今治市生まれ。大阪大学大学院工学研究科博士後期課程修了後、2010年4月より現職。博士(工学)。専門は情報セキュリティ。モバイル端末に対する認証手法、2次元コードに対するセキュリティ機能の付与に関する研究も行っているが、主として個人情報保護を目的とした匿名化に関する理論・技術に関する研究を進めており、通信の匿名化、情報の匿名化に関する研究を多数報告。国際会議IASにてBest Paper Award(2009年)、IEEE関西支部学生研究奨励賞(2010年)、IPSS論文船井若手奨励賞(2011年)を受賞。

3. 謝辞

本研究報告書は、2014～2015 年度・関西大学教育研究高度化促進費において、研究課題「わが国の新たな情報法制の定立のための比較法研究と理解促進の取組」として研究費を受け、その成果を公表するものです。

本研究の推進にあたっては、さまざまな方々にお力添えをいただきました。各論文中でお名前を記載させていただいておりますため、ここではそれぞれの方々のお名前を割愛させていただきますが、あらためて皆様に深く感謝いたします。

本研究は、国際的に整合が取れ、また著しく発展する情報通信技術に対応する、新たなデータ保護法制の定立に本学が主導的役割を果たすことを目的に推進しました。2015年に成立した改正個人情報保護法の立法過程に、本研究は一定程度の貢献ができたものと思われ

ます。この研究は、本学研究支援・社会連携グループの皆様のご尽力があって初めて完遂することができました。このような研究の機会をあたえてくれた関西大学および担当部署の皆様に、この場を借りて感謝の意を表します。